

## 第2章 分野別計画

### ◆施策体系

施策の大綱	項目
1 市民と協働のまちづくり	①-1 市民協働・地域コミュニティ
	①-2 人権
	①-3 男女共同参画
2 安全性の高いまちづくり	②-1 防災
	②-2 消防・救急
	②-3 防犯
	②-4 交通安全
	②-5 消費者支援
3 人を育み若者を育てるまちづくり	③-1 幼児教育
	③-2 学校教育
	③-3 青少年健全育成
	③-4 生涯学習
	③-5 地域文化
	③-6 スポーツ・レクリエーション
	③-7 交流
4 健康で人にやさしいまちづくり	④-1 地域福祉
	④-2 子育て支援
	④-3 障がい福祉
	④-4 高齢者福祉
	④-5 勤労者
	④-6 保健
	④-7 医療
5 自然環境と調和したまちづくり	⑤-1 地球環境
	⑤-2 自然環境
	⑤-3 公園・緑地・緑化
6 暮らしの質を高めるまちづくり	⑥-1 土地利用
	⑥-2 市街地
	⑥-3 集落地
	⑥-4 特定地区
	⑥-5 道路
	⑥-6 公共交通
	⑥-7 住宅・宅地
	⑥-8 水資源・水道
	⑥-9 墓地・火葬場
	⑥-10 情報通信基盤
	⑥-11 汚水・雨水
	⑥-12 地域環境
	⑥-13 資源リサイクル・ごみ処理
7 産業活力にあふれたまちづくり	⑦-1 農業
	⑦-2 水産業
	⑦-3 工業
	⑦-4 商業・サービス業
	⑦-5 港湾
	⑦-6 観光
8 健全な行財政のまちづくり	⑧-1 行政運営
	⑧-2 財政運営
	⑧-3 広域行政

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

# 1 市民と協働のまちづくり

① - 1	市民協働・地域コミュニティ
① - 2	人権
① - 3	男女共同参画



## ① - 1 市民協働・地域コミュニティ

### 現状と課題

- 魅力と活力にあふれたまちづくりを展開していくためには、まちづくりへの市民参画が必要不可欠であり、加えて市民の市政への理解と信頼を深めるためにも、全庁的な推進体制で協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 積極的にまちづくりに参加する市民が増えつつある一方、平成27年8月に行った協働のまちづくりアンケートによると、「市民協働」の考え方について、59%が知らないとの回答でした。
- 「市民協働」の考え方を市民に知ってもらうため、広報紙などでのPRを強化し、講演会や研修会などを継続的に実施していく必要があります。
- 市民主体の地域活動を促進するため、市民活動支援センターの利用を促進するとともに、市民活動団体の活動状況について、さらなる情報提供の充実が必要です。
- 市民活動支援センターにおいて登録団体の取材を行い、情報紙を作成するなど、活動状況を紹介するとともに、ホームページなどを充実させ、登録団体のPRを行うことが必要です。
- コミュニティセンターの老朽化による修繕費などが増加しているため、優先順位をつけて、市民ニーズに対応した維持管理を進めることが必要です。
- 広報紙については、若年層の閲読率が低いことから、紙面の改善などの検討が必要であり、紙面の文字数の減や、文字の拡大、写真を増やすことなどにより、見やすい紙面を目指すとともに、詳細情報を求める市民に応えるためにQRコードを積極的に活用し、ホームページとの連携を強化することが必要です。
- 市民本位の市政を推進するため、積極的に市民と懇談し、幅広く市民の意見を聞くことが必要です。

### 基本方針

- 市民と行政がパートナーとして、理解・尊重しながらそれぞれの能力を活かし、適切な役割分担のもとに協力し合う「市民協働のまちづくり」を一層進めます。
- まちづくり地域サロンの開催などにより、市民のまちづくりに対する意識改革に努めます。
- 市民団体のネットワークの仕組みづくりを進めるとともに、関係機関などと連携して、市民活動団体やボランティア団体を包括的に支援できる体制を構築していきます。
- 専門知識を持つ、地域に埋もれている人材を発掘し、支え合うまちづくりを進めます。
- 新たなコミュニティづくりに向けて、小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会を組織します。
- 協働のまちづくり推進基金を活用して、地区（行政区）や地域コミュニティ協議会などの地域活性化事業に対し、財政的な支援を行います。
- コミュニティ施設の利便性向上に努めます。
- お知らせする情報は、市民目線で分かりやすく提供するよう努めます。

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

施策の体系

<b>① - 1</b> <b>市民協働・</b> <b>地域コミュニティ</b>	①	市民との役割分担の明確化
	②	市民主体のまちづくりの促進
	③	コミュニティ活動の育成
	④	コミュニティ施設の充実
	⑤	広報・広聴の充実

主な施策の概要と方向性

① 市民との役割分担の明確化

施策	概要・方向
市民の役割についての意識の共有化	○市民・行政双方が、「協働」についての共通の認識を持つよう、市民協働推進指針に基づき、各種施策を展開します。
市民と行政との協働のまちづくりの気運醸成	○まちづくりに関する対話の場づくりなど、本市の課題や市民自身が主体的に実施できることを考える機会を増やします。
市民と行政の役割の明確化	○自助、共助、公助の観点から公園清掃など地域や市民にできることは地域や市民で行えるよう、市民が主体的に活動できるような仕組みづくりを進めます。

② 市民主体のまちづくりの促進

施策	概要・方向
市民参画への環境づくり	○パブリックコメント制度*1などを活用し、計画策定段階からの市民参画を推進します。
市民提案によるまちづくりの推進	○市民からのメールによる提案や市民懇談会など、市民参加の場を提供します。 ○市民活動団体からの提案による公益的活動をプレゼンテーション等により評価し、高評価団体に対する事業費助成制度を創設するなど、協働のまちづくり推進事業補助金制度を見直します。
市民活動の支援	○市民活動団体間の交流や情報共有を図るとともに、市民活動支援センターの利用促進に努めます。
ボランティアとの連携体制の整備	○災害発生時に人的支援を受けられるように、ボランティアとの連携体制を整備します。

\* 1 パブリックコメント制度：行政が施策などについて意思決定を行う過程で、広く市民の意見を聞き意思決定に反映させる制度

③ コミュニティ活動の育成

施策	概要・方向
リーダーの育成・活動支援	○地域活動の中心となるリーダーを育成し、活動の活発化を図ります。 ○コミュニティの醸成に向けた活動を支援します。
協働のまちづくり推進基金の活用	○市民主体のコミュニティ活動に対し、協働のまちづくり推進基金を活用して、財政的な支援を行います。
地域コミュニティの醸成	○新たに組織する小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会を支援し、コミュニティの醸成を図ります。
地区(行政区)活動の活性化	○地区活動が活性化するように、地区活動のPRを行うとともに、活動に見合った助成金の交付を行います。

④ コミュニティ施設の充実

施策	概要・方向
地区集会所の整備充実	○市民の身近な場所でのコミュニティ活動を支援するため、地区集会所などの整備を支援します。
コミュニティセンターの整備・充実	○コミュニティセンター予約管理システムの活用により、施設の効率的な利用を図ります。 ○既存公共施設の設置・利用状況を踏まえ、効率的・計画的にコミュニティセンターの整備を進めます。

⑤ 広報・広聴の充実

施策	概要・方向
広報活動の充実	○広報紙やホームページ、メールマガジン*1、ツイッター*2など多様な情報媒体の特性を活かして、行政情報などの提供に努めます。
広聴活動の充実	○各種団体との懇談会、市政モニター制度の一層の活用を図り、市民の生の声を直接聞く場の充実に努めます。 ○市民や地区(行政区)からの要望・意見などは、可能な限りまちづくりに反映させるとともに、その経過や結果は市民に公開します。

\*1 メールマガジン:電子メールを利用して、登録者に情報を提供するシステム

\*2 ツイッター:インターネット上で、140文字以内の「ツイート」(tweet)と称される短文を投稿できる情報サービス



数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
協働のまちづくり 推進補助金の活用	協働のまちづくり事業の充実を図る	26団体	30団体	協働のまちづくり推進事業補助金の利用実績
公園美化活動事業		45団体	48団体	
地域活性化事業市内全域活性化事業		1団体	3団体	
NPO・ボランティア団体数	NPO・ボランティア活動の活性化を図る	174団体	180団体	
市民活動支援センターの整備数	市民の活動拠点施設（複合施設）として整備する	1カ所	2カ所	
地域活動拠点数	地域の市民がコミュニティ活動しやすい環境を提供する	0カ所	1カ所	市民活動支援センター併設
市民懇談会開催数	様々な団体と懇談し幅広く市民の意見を聞き市政に活かす	10回	12回	
市ホームページアクセス件数	市民から親しまれるページづくりを目指し、アクセス件数10%アップを目標とする	月平均 103,676件	月平均 110,000件	



## ① - 2 人権

### 現状と課題

- 社会教育や学校教育の場で人権問題に対する学習活動を進めていますが、教育活動全体を通じて、総合的にバランスよく人権感覚を培うことが必要となります。
- 市民の人権問題に対する重要性の認識を深めていくため、今後も各種研修会などに参加するとともに、市民に対する啓発活動の推進に努めていくことが必要です。
- 学校人権教育を推進するため、学校の教育活動全体を通じて、人権意識・人権感覚を培うよう取り組んでいくとともに、今後も学校や家庭、地域社会との交流の場を設けながら、人権教育を進めることが必要です。

### 基本方針

- 市民に対する啓発活動を推進し、学校や家庭、地域社会における人権意識・人権感覚の高揚を図ります。
- 人権教育を推進するため、県や関係機関、市民団体などとの連携を図ります。
- 幼児、児童、生徒の人権感覚を育むため、学習活動づくりや人間関係づくり、環境づくりが一体となった学校人権教育を推進します。

### 施策の体系

① - 2 人権	①	人権意識の高揚
	②	学校人権教育の推進



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 主な施策の概要と方向性

### ① 人権意識の高揚

施策	概要・方向
人権感覚の育成・ 人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権に関する各種研修会に職員が積極的に参加し、広報紙やホームページへの掲載をとおして、市民の人権意識の高揚を図ります。</li> <li>○研修会などで人権講座を開催し、多くの市民に受講の機会をつくります。</li> </ul>

### ② 学校人権教育の推進

施策	概要・方向
一貫した 人権教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼・小・中が連携し、発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、家庭や地域との連携も深めます。</li> </ul>
学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県や関係機関と連携して、様々な創意工夫による効果的な啓発活動を推進します。</li> <li>○各教科、道徳、総合的な学習の時間などにおける学習活動を通じて人権教育の充実を図ります。</li> </ul>
指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育や社会教育における人権教育の効果的な活動を推進するため、人権教育の意義やねらいを明確にし、指導者の共通理解と指導体制の強化を図ります。</li> </ul>





## ① - 3 男女共同参画

### 現状と課題

- 男女の固定的な役割分担意識の解消は徐々に進んでいますが、本来の意味（性別で生じる不平等をなくし、誰もがあらゆる分野で自分らしく参画できる社会）が十分に理解されるには至っていない状況にあるため、男女共同参画計画や男女共同参画推進条例の周知、意識啓発事業などを計画的に進めていくことが必要です。
- 男女共同参画の内容は多岐にわたるため、市民フォーラムの開催に加え、女性活躍推進法の施行を受け、市内の企業等と協力して、働き方改革を行っていくことが必要です。
- 分野に特化した少人数対象のセミナーの開催や働き方改革の推進（男性の育児休暇取得の促進や女性の登用、今までの労働慣行の見直し）を目的にした事業を今後実施していくことが必要です。
- 拠点機能の整備については、既存の施設を利用する方向で検討する必要があります。
- 小中学校では、主に社会科や家庭科、保健学習をとおして男女共同参画社会の意義とその構成員としてのあり方を指導していますが、男女共同参画や人権尊重についての考え方は様々であることから、今後も授業において、男女平等の人権感覚の育成に努めることが必要です。
- 審議会などの女性登用率を上げるために、女性の人材情報を収集・整理し、庁内で情報共有することが必要です。

### 基本方針

- 男女がともに自由な生き方を選択できる男女平等の意識を広めるため、男女共同参画計画や男女共同参画推進条例に基づき、市民や事業者、行政が一体となって、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 基本的人権を尊重する精神を育てながら実践力の育成を目標に、男女平等、男女の相互理解・尊重・協力などについて様々な教育活動を展開します。

### 施策の体系

① - 3 男女共同参画	①	「かみすハートフルプラン」の総合的な推進
	②	市民一人ひとりの意識の醸成
	③	あらゆる分野における共同参画の推進

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 主な施策の概要と方向性

### ① 「かみすハートフルプラン」の総合的な推進

施策	概要・方向
総合的な推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の進捗状況を男女共同参画審議会に報告するとともに、ホームページや情報紙を通じて公表します。</li> <li>○男女共同参画社会の形成に向けた総合調整や庁内における連携を効果的に進めるための推進連絡会議を行います。</li> </ul>
拠点機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民や事業者が行う男女共同参画に関する活動を支援するための拠点機能の整備(既存施設)、充実について検討します。</li> </ul>

### ② 市民一人ひとりの意識の醸成

施策	概要・方向
男女平等を目指した意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画に関する考え方の普及を図るとともに、男女平等の視点に立って社会通念や習慣の見直しに努めます。</li> </ul>
男女平等の視点に立った教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的人権や互いの性に対する理解を深め、尊重する態度を身に付けていけるよう人権尊重教育や子どもの発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めます。</li> </ul>
男女の人権を尊重する意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ドメスティック・バイオレンス*<sup>1</sup>やセクシュアル・ハラスメント*<sup>2</sup>、いじめなど、人権を侵害する様々な暴力を根絶するための啓発に取り組み、個人の尊厳が重んじられるよう意識の醸成に努めます。</li> </ul>

### ③ あらゆる分野における共同参画の推進

施策	概要・方向
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性別にとらわれず能力を発揮できる環境を整備し、政策形成や方針決定の場への女性の参画を促進します。</li> </ul>
家庭生活と他の活動の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族を構成する男女が相互に協力するとともに、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動との両立が可能となるよう支援に努めます。</li> </ul>
人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あらゆる分野で活動している人材の情報を収集・整理し、女性のチャレンジを支援します。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
審議会等女性委員の参画割合	男女の視点の違いによる意見を施策に反映させることを期待する	37.5%	40.0%	

\*1 ドメスティック・バイオレンス:配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる様々な暴力  
 \*2 セクシュアル・ハラスメント:本人が意図しているかどうかにかかわらず、性的な言動によって相手に強い不快感や精神的苦痛を与えたり、生活環境を害したりする行為